

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年5月から同年7月までの期間及び2年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月
② 平成元年 2 月から同年 7 月まで
③ 平成 2 年 7 月

昭和 56 年 7 月に A 市役所に採用となり、1 か月間は研修期間であった。同年 8 月に本採用となり、1 か月分の国民年金は給与から控除されていると思う。また、同市役所を退職してから、健康保険は 2 年間、任意継続したが、国民年金の手続きは行っていなかった。平成 3 年の確定申告の際、税務署の職員に国民年金についての指導を受け、2 年間は遡って支払えることと、一括払いではなく分割でも納付できる話を聞いたため、すぐに妻が、同市役所で、国民年金と国民健康保険の手続きを行い、分割払いの申出を行った。その後は送られてきた納付書で、銀行において納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 6 月頃に払い出されており、その払出時期を基準とすると、申立期間の一部である、元年 5 月から同年 7 月までは過年度納付が可能である。

また、申立期間③について、B 社会保険事務所（当時）が保管する年金手帳委託交付受払簿により、申立人の妻は、平成 3 年 6 月頃申立人の国民年金について加入手続きをしたことが推認でき、その妻は、国民年金に加入後は、毎月、未納分と当月分の保険料を併せて納付していたと述べているところ、申立期間②直後の平成元年 8 月から、現年度分と過年度分の 2 か月分の保険料が、毎月、定期的に納付されていることが確認できる上、申立期間③は、過年度納付と過年度納付の間の期間であることから、その妻が申立期間③の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間③の国民年金保険料の納付を示す資料として提出した平成 4 年分の所得税確定申告書（控）には、申立期間③の国民年金保険料

を含めた金額が記載されていることから、その申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが行われた時点では、申立期間①及び②のうち平成元年2月から同年4月までについては、時効により納付できない期間であり、また、A市に確認したところ、同市では、仮採用者の国民年金の加入手続を同市が代行して行うことは無いとの回答が得られた。

また、当該時期において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年5月から同年7月までの期間及び2年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで
結婚時にA市のB支所で加入手続して、しばらくは自分で納付していた。その後体調を崩したため国民年金の資格喪失手続を行ったが、そのことを義母に話したところ、続けて納めるように叱られたので、すぐに喪失の取止めの手続に同支所へ行った。支所の担当者に、「分かりました。そのまま納付書で支払ってください。」と言われたので、4月の連休前に新しく開店したC銀行D支店の外交員に保険料を前納した。申立期間が未加入で未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付済みである。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとするC銀行D支店は、昭和60年4月に開店したことが確認できる上、申立人は昭和53年度から毎年前納しており、申立期間の納付書(前納)が4月中に送付されていたものと考えられることから、申立人の主張に不自然な点は見当たらず、基本的に信用できる。

さらに、申立人に申立期間の国民年金保険料を引き続き納付するように促したとする義母は、国民年金制度発足時の昭和36年4月から全ての期間の国民年金保険料を納付している上、申立人と同時期の昭和53年度から前納期間も見受けられることから、義母は国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられる。

加えて、申立人の夫は、申立人が義母に納付したことを報告した状況を詳細に記憶しており、その証言に不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月21日から23年8月13日まで
② 昭和23年8月15日から25年7月25日まで

私は、A社B営業所で車掌をしていたが、「子供の服くらいは縫えないといけない。」と親に言われて、縫製工場に転職し、その後結婚のために退職した。その間厚生年金保険に加入していたことも知らなかったので脱退手当金を受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、オンライン記録によると、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5年後の昭和30年8月3日に支給決定されたことになっているが、厚生年金保険被保険者台帳によると、約1年後の26年8月3日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立期間②の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金受給資格の有る者32名の記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは申立人のみであり、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は昭和25年12月に婚姻し改姓しているが、申立期間①及び②の事業所の厚生年金保険被保険者台帳索引票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏の変更処理がなされていない上、誤った名前で記載されており、申立人の年金記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録を平成15年7月31日は8万3,000円、17年12月28日は16万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日
② 平成17年12月28日
③ 平成18年8月11日

A社に勤務期間中の平成15年7月に支給された賞与の金額が、支給明細書の金額と異なっている。また、17年12月分と18年8月分の賞与については、支給明細書のとおり、賞与の支給があったが、ねんきん定期便に賞与の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が所持する支給明細書から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は8万3,000円、申立期間②は16万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①については、事業主が保管している健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書により、申立人の賞与額が7万3,000円で届け出られていることが確認でき、申立期間②については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、不支給の届出がされたことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③については、申立人から提出された支給明細書により、申

立人が主張する賞与額の支給はされているものの、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、事業所から提出された貸金台帳兼源泉徴収簿、給与所得の源泉徴収票及び市県民税の基となる所得課税証明書においても、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料控除を確認することができない。

このほか、申立期間③に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③において、その主張する標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 5 月 5 日から 20 年 12 月 30 日まで
昭和 19 年 5 月に A 社 B 工場に入社し、20 年 2 月に召集された。21 年 6 月 26 日に脱退手当金が支給されたことになっているが、終戦後、23 年 8 月 22 日に帰国したので、受給することはあり得ない。支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、昭和 21 年 6 月 26 日に支給決定されたと記録されているが、申立人は、「脱退手当金の支給決定日には、日本国内にいなかった。」と陳述しているところ、C 県 D 部 E 課が保管している「帰還者整理票」には、申立人が F 港に上陸したのは 23 年 8 月 22 日と記録されており、脱退手当金の支給決定時には日本国内にいなかったと認められることから、脱退手当金の請求に本人の意思が反映されていなかったことが確認できる。

また、申立人の除籍謄本から、利害関係人による失踪宣告はなされていないことが認められることから、利害関係人が申立人の脱退手当金を代理請求及び代理受領することは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から52年3月まで
当時の家業は隆盛で、国民年金保険料の免除を申請する理由が無く、義母が、夫の分と一緒に保険料を納付してくれていたはずである。夫が納付済期間となっているのに自分が申請免除期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金保険料の納付を行ったとするその義母は既に亡くなっており、当時の状況を聴取することができないことから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、免除申請の記憶は無いとしているところ、申立期間について、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿の納付状況欄に「申免」と記載されており、記録管理に特段不合理な点が見受けられないことから、当該期間の国民年金保険料の免除申請を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人及びその夫に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であり、その義母が申立期間の国民年金保険料の納付をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から49年3月まで
母親が昭和44年1月頃に国民年金の加入手続をし、結婚してからは妻の分と一緒に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は既に亡くなっていることから、当時の状況を聴取することができない上、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年8月頃に払い出されており、その時期を基準とすると申立期間の大部分は時効により納付することができない上、当該時期は第2回特例納付の実施期間ではあったものの、申立人の母親が申立期間の保険料を遡って納付したことをうかがわせる形跡も確認できない。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立人と同様に国民年金保険料を納付したとする申立人の弟は、申立期間当時、未加入期間となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2024

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 6 日から 36 年 9 月 15 日まで
② 昭和 36 年 10 月 26 日から 37 年 4 月 20 日まで
学校卒業後にA県のB社に入社し、その後、C社に転職し、昭和 37 年 4 月 20 日に結婚予定で退職した。脱退手当金の支払日とされる 38 年 2 月 27 日には、D市で生活しており、脱退手当金は受け取っていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 11 日から 43 年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 11 月 4 日から 45 年 9 月 13 日まで

昭和 45 年 10 月に結婚のため、A 社（現在は、B 社）を退職した。脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 11 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金の受給記録がある複数の同僚は、「会社に出入りしている専門の人に手続してもらった。」と供述していることから、申立事業所の関与を否定することができない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 32 年 1 月 1 日まで

中学校を卒業してすぐにA社へ入社し、厚生年金保険の加入についての説明は無かったが、一生懸命仕事をした。自転車でお得意様に商品を配達する仕事は、大変だったが、自身のため、会社のためと頑張って働いた申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 1 月 1 日であり、申立人を含む 7 名が同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記の複数の同僚は、「入社数年後社長から、保険料がかかるが、国がやっている社会保険に加入すると説明され加入した。」「加入してから保険料が引かれるようになった。」と供述している。

さらに、A社は、昭和 41 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。